町田市廃棄物減量等推進審議会から「ごみの有料化」について答申されました

問ごみ減量課 ☎797・0530

市では、昨年6月に「家庭ごみ等の費用負担のあり方（ごみの有料化）」について学識経験者、事業者、市民等で構成する「町田市廃棄物減量等推進審議会」（会長　山谷修作　東洋大学経済学部教授）に諮問しました。

審議会では13回の会議と有料化実施市への視察、市民アンケート調査、市民フォーラム、市民からの意見募集を行い議論を重ね、3月31日に市長に答申しましたので（Ⅱ写真）その概要をお知らせします。

※答申書はごみ減量課、市政情報やまびこでご覧いただけるほか町田市ホームページでも公表しています。

答申の概要

1．有料化の背景と必要性

(1) 町田市のごみ処理の現状

○ごみ排出量の総量が増加傾向にある。

○1人当たりの家庭ごみ・資源総排出量はここ数年減少していたが、2002年度においては増加に転じている。

○2000年度までは資源化率を伸ばしてきたが、ここ2年間は低下している。

○最終処分先を市外（日の出町の三多摩地域廃棄物広域処分場）に依存しているが、その残余年数が限られている上に、新たな最終処分場の整備も困難な状況にある。

(2) ごみ減量の手段としての有料化の必要性

市においては従来より資源の分別収集、分別の徹底や減量化への呼びかけ等各種の取り組みを行ってきたが、前述のようにごみ排出量は増加に、資源化率は低下に転じており、これまで以上に強力な取り組みが必要である。

ごみの減量化・リサイクル推進のためには、ごみに対する市民意識の向上が不可欠であり、従来の手法よりも強力に意識改革を促進できる取り組みとして「ごみの有料化」の導入があげられる。

ごみの有料化とは、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することにより、ごみ減量やリサイクルへの意識を高め、ごみの発生抑制を図ろうという手法であり、実施自治体の例をみると、その効果が認められている。

町田市においても、ごみ処理を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、市民の意識改革、ごみ減量化・資源化の強力な推進、公平な負担システムの導入を目的として、有料化を導入することが必要である。ただし、その効果が発揮されるためには、適切な制度設計と運用が不可欠と考えられることから、次のような制度内容に基づき有料化が実施されることが望ましい。

2．有料化の制度内容のあり方

(1) 有料化の対象範囲

《収集対象物》

家庭ごみのうち「可燃ごみ」「不燃ごみ」については、有料化の対象とすることが必要である。「資源」及び「有害ごみ」については、リサイクル推進や分別徹底の観点から、従来どおり無料とすることが適当である。

また、事業系ごみについては、法律上事業者の責任で処理することとされており、自主的に回収ルートを設定し費用を負担すべきであるが、少量排出事業所については一定量の限度を設けて市が収集・処理することも考えられる。その場合は「可燃ごみ」と「不燃ごみ」を有料化の対象とし、処理業者による収集を行っている一般の事業所と不公平を生じないような料金設定を行うことが適当である。

《減免措置》

生活保護受給世帯等の社会的弱者にとって過度な負担増とならないよう、また、環境美化等のボランティア活動の制約とならないよう、減免措置を講じる必要がある。

(2) 収集方法等

《収集方法》

現在の「ステーション方式」は、「排出者を特定しづらく、違反者に対する指導を行うことが困難」「当該地域以外からの持ち込み（不法投棄）」といった課題があるため、排出者の責任を明確化し、有料化と併せてごみ減量効果をより一層高めるために「可燃ごみ」「不燃ごみ」については「戸別収集方式」への変更が適当である。ただし、その場合は収集作業の効率化を図り、可能な限りコスト増加を抑制する必要がある。

なお「資源」及び「有害ごみ」については、収集コスト・作業量等の課題を整理した上で望ましい収集のあり方について検討を行うことが適当である。

さらに、集合住宅についてはステーション方式によらざるを得ないことから不公平感の緩和について検討することが必要である。

《手数料の徴収方法》

手数料徴収のための媒体は「指定袋」「ごみ袋に貼るシール」「バケツなどの定型容器」といった方法が考えられるが、美観面、衛生面や手数料徴収の容易性などの観点から、指定袋の販売により手数料を徴収することが適当である。

また、複数種類の指定袋を用意し、容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機づけが働くように配慮する必要がある。

《排出者責任の明確化》

実施に伴い、指定袋以外による排出や不法投棄、自家焼却の増加の恐れがあるため、市は、自治会や廃棄物減量等推進員等とも連携し、十分に周知を行うとともに、ごみの適正排出を強く呼びかける必要がある。

また、排出者責任を明確化するという観点から、自由意志により氏名等の記入ができるような欄を排出袋に設けることが望ましい。

(3) 手数料の設定

《手数料の体系》

主な手数料体系のうち「超過量従量制」及び「二段階従量制」については、一定量までは無料または低額であり負担感が少なく歓迎される。しかし、無料または低額の指定袋等をあらかじめ世帯人員等に応じて配布することは町田市のような大都市での対応は難しい。さらに、無料または低額とされる一定量について、減量への動機付けが働かないという難点がある。そこで、町田市で実施可能であり、ごみ排出量に関わらず減量化への動機づけが働く方式として、「単純従量制」を採用することが適当である。

《手数料の価格水準》

家庭ごみの減量効果を発揮するためには、排出者がある程度負担感を感じる価格を設定する必要がある。その条件を満たし、かつ過大な負担とならない範囲で手数料の価格を設定する必要がある。

事業系ごみについては、家庭ごみよりも手数料の価格を高く設定する必要がある。ただし、事業者等の意見も聞きながら過大な負担とならない範囲で価格を設定する必要がある。

(4) 手数料収入の運用方法

手数料収入の運用に当たっては、収支の状況や使途が市民にとって理解しやすい方法を採用する必要がある。そこで手数料収入のうち経費を除いた分を基金として積み立て、ごみ減量・リサイクルに係る施策や施設整備の経費として用いることが適当である。

(5) 市民への普及啓発

実施にあたっては、その背景・必要性・効果等について十分な啓発を行うことにより、ごみ処理費用負担に対する理解を形成することが必要である。特に、有料化が「税の二重取り」ではないかという市民の疑問に対しては、ごみ処理への二重負担を求めるものではなく、排出量に応じた公平な費用負担システムへの転換であるという点に理解を求めることが重要である。また、大きな変更を伴うため、事前周知を十分に行うことが重要である。

そのため、市は実施に向けた方針を明確に示すとともに、庁内の推進体制を構築し、説明会や意見交換会をできる限り多く開催することにより、きめの細かい普及啓発を行うことが必要である。

(6) 有料化と併せて取り組むべき施策

他市の例でもごみの有料化は減量効果はあるが、一定期間後のリバウンド現象も懸念されるため、減量効果を継続的に維持していくためには次のような施策を併せて実施していくことが有効である。

《「ごみ元年キャンペーン」の実施》

有料化実施に向けて、2004年度を「（仮称）ごみ元年」として定め、推進協議会を設立し、市民・事業者・市民団体・学校等の自主的な活動を活発化させることにより、市民がごみの減量やリサイクルの活動に実際にふれる機会を多く設け、有料化及びごみ問題全般に対する関心・理解を全市的に盛り上げていくことが効果的である。さらに、有料化実施後も、きめ細かな情報提供や環境教育の推進により、ごみの減量・リサイクルの取り組みの定着・拡大を図ることが重要である。

《分別の徹底》

ごみの減量化・リサイクルを進めるためには今まで以上に分別の徹底を図っていくことが重要である。現状では、分別の不徹底がかなりみられ、特に「可燃ごみ」への紙ごみの混入が多くみられる。有料化実施にあわせた分別の徹底のための情報提供や、実施後の「可燃ごみ」への資源の混入等に対する指導を徹底するなど、制度が有効に機能するよう努めることが必要である。

《プラスチックの分別収集・資源化》

現在「可燃ごみ」または「不燃ごみ」として収集・処理されている「プラスチック」については、前審議会の答申を踏まえ、「資源」として分別収集を行うことが望ましい。現在は、中間処理施設の設置に関する市民の合意が得られず実施できない状況にあるが、市はより一層市民の理解を得るための努力を行う必要がある。その上で「容器包装プラスチック」については早急に、「容器包装以外のプラスチック」については低コストの資源化技術が確立した後に、分別収集・資源化を行うことが望ましい。また「ペットボトル」についても現在拠点回収を実施しているが、早急に分別収集・資源化を行うことが望ましい。

なお、手数料については、家庭ごみ全体の減量化の観点から、無料とするか、指定袋原価程度の安い有料とすることが望ましい。

《生ごみの資源化》

家庭ごみの減量のためには生ごみへの取り組みが重要となる。従来から実施してきた各家庭での生ごみ堆肥化を推進するとともに、地域レベルでの取り組みを推進するなどの施策を検討していくことが望ましい。

《剪定枝（せんていし）の資源化》

剪定枝はリサイクルが可能な「資源」であり、町田市においても「剪定枝資源化センター」に持ち込まれたものは、リサイクル（堆肥の原料化）が行われている。しかし、家庭から集積所に排出された剪定枝については、現状は焼却処分が行われており、今後は資源化センターを拡充し、リサイクルを行うことが望ましい。なお、手数料については、緑化推進の観点から検討することが重要である。

《事業者による取り組みの促進》

ごみの発生には製品の製造者や販売者も深く関わっているため、排出者の努力のみでは限界がある。有料化を契機としてより一層のごみ減量を推進するためには、排出者（市民）の取り組みに加え、製造者・販売者の取り組みも重要である。

［取り組みの例］

・現在の資源物回収拠点としての「リサイクル推進店制度」を、簡易包装、マイバッグ持参、再生商品販売など幅広い取り組みを行う新たな認定制度に切り換える。

・商店連合会が実施を計画している取り組み（ICカードを利用したレジ袋辞退者へのポイント還元、デポジット制の実施等）に対して、PR面などで協力を行う。

《国等への働きかけ》

ごみ問題に関連する法律が制定、施行されてきているが、その中で制度そのものの様々な問題点も浮き彫りになってきている。市は、市民に最も近い基礎自治体の立場から、よりよい循環型社会形成を目指して、法の見直しを含めた制度改正を国に要望したり、業界団体により一層の取り組みを要望するなど必要な働きかけを行っていくことが望ましい。